

1. 対象樹木

(1) 概要

指定番号	121	指定年月日	昭和53年3月22日			
呼称	志賀神社のいちい					
樹種	イチイ					
推定樹齡 (指定時)	約600年	樹高 (R3調査時)	16.5 m	幹周 (R3調査時)	株立 ① 230cm ② 210cm	
所在地	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東四丁目15-20					

(2) 位置



図1 位置図（広域）



図2 位置図（拡大）

2. 経過

時 期	内 容	備 考
昭和53年3月	保存樹木指定	
平成7年10月	樹勢診断（一斉調査）	健康状態不良
平成12年10月	樹勢診断（一斉調査）	衰弱進行。枯れ枝の切除と防腐処理
平成17年11月	樹勢診断（一斉調査）	根本部分の腐朽進行防止措置必要
平成22年11月	樹勢診断（一斉調査）	太枝の枯損が多く、樹勢に異常あり
平成27年12月	樹勢診断（一斉調査）	平成22年より枝の枯損が増えている
令和3年9月	樹勢診断（一斉調査）	診断は「不健全に近い」評価
令和7年3月	保存樹木等滅失枯死届出書受理	令和7年2月頃に倒伏

3. 指定解除の理由

本樹木は、高さ約1.1m付近で主幹が分岐し双幹となっていたが、令和7年2月に北側にある太い方の主幹が根元付近から割裂し、倒伏した。

倒伏後に樹木を調査した樹木医の意見として、断裂した部位の樹幹断面は心材部のほとんどが腐朽によって空洞化しており、残された南側の樹幹も、一方が欠損したことにより樹体を保持する能力がなく、支柱等による養生措置は困難であること等の指摘があった。

樹木所有者から、周辺住民への危険防止のため、早急に伐採したいとの意向を受け、保存樹木の指定を解除するもの。

4. 樹木の状況

(1) 倒伏前



写真1 令和3年9月 樹体



写真2 令和3年9月 一斉調査時の根本（空洞化）

(2) 倒伏後



写真3 令和7年2月 倒伏状況（倒伏の際、周辺の桜などを巻き込んでいる）



写真5 令和7年2月（樹木医撮影）
心材部は腐朽が進行し、空洞となっている。



写真4 令和7年2月 断裂状況
北側の主幹が根本から割裂し、倒伏した。



写真6 令和7年2月
残った樹幹の根際近くは細く、逆に上部の幹が太いために不安定であり、樹冠のほとんどが南側に広がっているため、極端に重心が傾いている。

(3) 伐採後



写真7 令和7年4月10日 伐採後の根株

(参考)

杜の都の環境をつくる条例 抜粋

保存樹木等
第十九条 市長は、地域の美観風致を維持するため保存することが必要な樹木又は樹木の集団(以下「樹林」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に該当するときは、当該樹木又は樹林を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

- 一 保存樹木 指定しようとする樹木が、規則で定める要件に該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていること
- 二 保存樹林 指定しようとする樹林が、規則で定める要件に該当し、当該樹林に属する樹木が健全で、かつ、当該樹林の樹容が美観上特に優れていること

2 市長は、保存樹木等の保全のため必要があると認めるときは、規則で定める基準に従い、当該保存樹木等の存する土地の区域の全部又は一部を樹木保存区域として指定することができる。

(中略)

6 市長は、保存樹木等又は樹木保存区域の全部又は一部が第一項又は第二項の規定に適合しなくなったときは、その保存樹木等又は樹木保存区域の指定を解除し、又は変更し、及びその保全計画を廃止し、又は変更するものとする。

(後略)